

## 日本財団の特別養子縁組への取り組み

日本財団 会長 笹川陽平



### 1. 研究会たちあげの経緯

日本財団は2013年10月から2014年3月にかけて、「社会的養護と特別養子縁組研究会」を実施した。本報告書はその研究会の議論を受けてまとめたもので、これから当財団が実際のアクションにつなげていく第一歩となるものである。

子どもの権利条約では子どもが家庭で暮らす権利があることをうたっている。しかし残念ながら今の日本では社会的養護を必要とする子どもの約85%が乳児院や児童養護施設などで暮らしている。施設養育の割合は先進国ではとびぬけて多く、過去に国連から勧告も受けている。

日本財団は今まで40年間にわたり、社会的養護を必要とする子どもたちが家庭で暮らす社会をめざして、里親への支援を行ってきた。例えば全国里親会による里親さんの研修や里親だよりの発行に長年協力しており、また2009年から2011年までの3年間は全国で里親家庭やファミリーホームの改修を約470件支援している。

今回、特別養子縁組にあらためて注目したのは、何らかの事情で産みの親のもとに帰る見込みがない子どもにとっては、愛してくれる親の家庭ですっと育つことのできる養子縁組が最善の福祉ではないかということに、あらためて気づかされたからである。これは子どもにとってのパーマネンシー（恒久的な家庭）という考えで世界的にも重視されており、2009年に国連総会で採択された「国連子どもの代替養育に関するガイドライン」にも書かれている。産みの親の元に戻ることができない場合、養子縁組は子どもにこの恒久的な家庭を与える手段であるが、日本では社会的養護を受けている子ども約3万9,000人のうち、養子縁組するのは年間約300人しかおらず1%にも満たない。アメリカでは社会的養護を受けている40万人のうち12%にもあたる5万人が養子縁組しているという。どうしたら日本でもこの養子縁組をより広く普及できるのか、専門家に広く意見交換してもらおう事を目的として本研究会をたちあげた。

### 2. 日本財団からの提言

#### (1) 法律の整備

今回の研究会で明らかになったことは、ドイツ、フランスなど諸外国に比べて日本では養子縁組は児童福祉であるという考えが普及しておらず、養子縁組にかかる法律や制度が

まだ未整備だと言う点である。高橋由紀子委員長の提言にもあるように、乳児院や児童養護施設で暮らす子どものうち、産みの親の元に帰る見込みのない子どもには、養子縁組を通じて新しい家庭を与えるのは国家の責任である。当財団としては、このような養子縁組を国家が取り組むべき重要な児童福祉政策として位置づけ、あわせて児童相談所や民間団体が養子縁組の実践を行う実務について定める「養子縁組推進法（仮称）」の制定を提唱したい。

## （２）制度と実務機関

養子縁組を実践するのは行政機関としては児童相談所、民間では民間養子縁組団体となる。児童相談所では愛知県のように「愛知方式」と呼ばれる赤ちゃん縁組に取り組んでいるところは少数派で、養子縁組の実践に取り組んでいないところも多いと聞く。養子縁組を児童相談所の職務と位置付ける法律や制度が必要である。また児童相談所は短期間での人事異動も多いが、養子縁組は子どもの一生を左右する重大な責任を伴う職務であり、専門職としての採用と特定の部署で働く制度運用を検討すべきである。

本研究会では多くの養子縁組を実践する民間団体にオブザーバーとして参加いただいたが、民間団体の多くはスタッフが少なく資金的に苦しい状況にある。多くの団体は赤ちゃんの虐待死を防ぎ、予期せぬ妊娠をした女性を救いたいという善意の志で活動を行っているが、養子縁組の実践は専門性を必要とし、ボランティアで行うには限界がある。当財団は本研究会のあと、養子縁組を実践する民間団体への資金協力を開始したが、将来的には民間団体の認可制度と認可を得た団体への公的機関からの資金協力が必要と考えている。

## 3. 日本財団としての今後の取り組み

当財団は研究会の後、特別養子縁組の普及にむけた事業を実施してきた。今までの取り組みと今後の展望は下記のとおりである。詳細は当財団の特別養子縁組プロジェクト「ハッピーゆりかごプロジェクト」のホームページ（<http://happy-yurikago.net/>）ご参照いただきたい。

### （１）民間団体への支援と人材育成

養子縁組を実践している民間団体が、より質の高い養子縁組を実践できるようになることを目指して、助成事業を実施した。今後も引き続き資金協力を行うと共に、民間団体や児童相談所にむけた勉強会等の開催を予定している。

### （２）妊娠相談窓口のネットワーク形成

24 時間全国からの妊娠相談に応じ、7 年間でこの相談から 200 件以上の特別養子縁組が成立している熊本の慈恵病院からの報告では、わが国で多くの女性が予期せぬ妊娠に悩んでいる現状がうきぼりになった。子どもの虐待死は 0 歳 0 か月がもっと多いと言われ、産

まれてすぐの赤ちゃんの虐待死や遺棄を防ぐためにも妊娠期の支援は重要である。そのため、全国の妊娠 SOS 窓口のネットワークづくりやマニュアル作成、また予期せぬ妊娠で悩む女性の受け皿作りに取り組んでいく。

### (3) 養子縁組親子への支援

養子縁組に関する電話およびメールでの悩み相談窓口を設置した。また養子縁組を希望する夫婦への研修、養子を迎えた家族へのアフターケアとして、真実告知の研修等を実施した。

### (4) 周知啓発と政策提言

2014 年から 4 月 4 日を養子の日と定め、周知啓発イベントを実施した。今後もシンポジウム、ホームページ、メールニュースなどを通じた情報提供と啓発活動を行っていく。また本報告書を足掛かりとして、引き続き調査研究や政策提言を行っていく。

## 4. おわりに

日本財団は未来をになう子どもたちのために、「子どもたちにあたたかい家庭を」を合言葉に、今後も当事者、民間団体、専門家、政策決定者をつなぐプラットフォームとしての役割をになっていく覚悟である。今回はまず特別養子縁組についてとりあげたが、今後は里親の推進や育児に困難を抱える家庭の支援も必要だと考えている。子どもたちが家庭で暮らすことのできる社会を目指し、法律の制定やモデルプロジェクトの実施に向けて働き掛けていく所存である。

最後になってしまったが、研究会委員であった矢満田篤二氏が 2015 年 1 月に「赤ちゃん縁組で虐待死をなくす 愛知方式がつかないだ命」を御出版されたことにお祝いを申し上げる。また議長をつとめてくださった高橋由紀子先生および研究委員をつとめてくださった先生方に心からの御礼を述べるとともに、引き続きのご支援・ご協力を賜りたい。

2015 年 2 月吉日